
協会ニュース No.17

平成17年2月1日発行

きれいな水を未来に



御船支部 30周年記念植樹 (山茶花)



JQA-EM3470

熊本県知事指定検査機関

社団法人 熊本県浄化槽協会

本部 / 〒862-0965 熊本市田井島3丁目9番18号

TEL (096) 370-3355 FAX (096) 370-3388

URL <http://www.ajk.or.jp>

目次

1 : 30周年記念式典開催	3
2 : くまもとみんなの川と海づくりにて講演	8
3 : 高校インターンシップ	9
4 : 全国浄化槽技術研究集会（山形）にて研究発表	10
5 : [行政だより]	
環境基本計画の見直しに係るワークショップ開催	12
有明海八代海再生にむけた排水規制の見直しについて	12
6 : お知らせ	
福祉環境フェア開催	13
新規入会事業所	15

ご 挨拶



新年明けましておめでとうございます。

昨年は協会創立30周年という大きな節目を迎え、会員各位におかれましては記念式典及び記念事業に、多大なご協力を頂き

誠に有難うございました。

おかげ様をもちまして30周年記念事業は滞りなく、全事業を終了致しました。不慣れな運営で、皆様に様々なお迷惑をおかけ致しましたことをこの場を借りて、深くお詫び申し上げます。

さて、三位一体の改革でどうなるかと思われた浄化槽の補助金制度は、補助金に交付金を加えた形で存続が計られる見込みとなり、今後の我々の活動も明るい新春の日差しが差し込んできたことをご報告いたします。

最後になりますが、平成17年が皆様にとって幸多からんことを祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

熊本県浄化槽協会

会長 皆吉 剛

創立30周年記念式典開催



(式典の状況)

昨年11月2日(火) ホテル日航熊本において、社団法人熊本県浄化槽協会の記念式典が開催され、県内外から250人を越える参加者を迎え、盛況の内に会を終了した。

当日のプログラムは以下の通り。

- 1：記念式典 13：00～14：30
- 2：記念講演 15：00～16：30
- 3：祝賀会 17：00～19：00

[記念式典]

記念式典は横山副会長の開会のことばから始まり、物故者黙祷の後、会員各位や行政各位の長年にわたる協力に対し、皆吉会長が感謝の意を表し、来賓祝辞に入った。

来賓祝辞

熊本県知事	潮谷義子	(代理)	金澤和夫副知事
熊本県議会議長	児玉文雄	(代理)	早川英明副議長
熊本市長	幸山政史	(代理)	川上憲司収入役
熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会会長	(八代市長)		中島隆利
財団法人 日本環境整備教育センター	常任理事		奥村知一
社団法人 全国浄化槽団体連合会	会 長		菅野勝之 (敬称略)

来賓各位からは今日に至ったねぎらいと、これからもますます重視される環境保全に対する施策への協力、今後の協会発展に対する期待が述べられた。

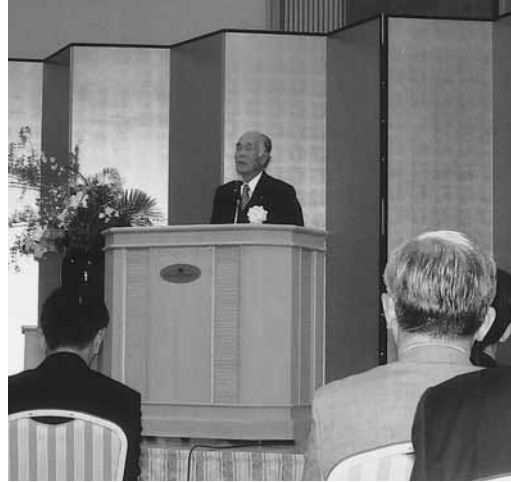
今回の30周年記念式典に対しては、熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会(会長 八代市長 中島隆利)より協賛金が贈られたが、有効活用するため、熊日新聞が主催する「エコモーションキャンペーン」に協賛し県下の中学校への環境図書の贈呈や、環境に対する意見広告掲載に充当することとし式典当日、[協賛金目録受領及び感謝状贈呈]を行った。

引き続きスライドを使って30年のあゆみを紹介した後、表彰状・感謝状贈呈式へと進んだ。

表彰式においては創業以来の会員事業所6社に[特別功労事業所表彰]・歴代会長経験者4名に[功労者表彰]・副会長経験事業所6社に[功労事業所表彰]・関連6団体に感謝状の贈呈が行われた。



(二代会長 平江正之氏)



(三代会長 紫垣祐三氏)

[記念講演会]

記念講演では笑点でおなじみの三遊亭楽太郎師匠による講演が行われ、予定の90分を超えて、



(三遊亭楽太郎氏)

人間社会のコミュニケーション問題を軽妙な笑いを交え展開するなか、環境に対する該博な知識を披露し、満場の観客を沸かせた。

[祝賀会]

祝賀会は皆吉会長の挨拶に次いで、協会顧問の古川泰三市議会議長の乾杯の音頭で祝宴に入った。会場には歴代役員や職員OBも列席しており、昔話に華が咲き、和やいだ歓談が続いた。

また、記念講演をつとめた楽太郎師匠のサインが抽選で配られ、祝宴をより華やいだ雰囲気盛り上げた。

最後に宮崎県浄化槽協会会長上山健次郎氏の締め言葉と万歳三唱の音頭で祝賀会は盛況のうちに終演となった。

12月8日 熊日朝刊掲載の意見広告

おかげさまで 30周年

30周年記念事業

- 11月2日に記念式典を開催しました。
- 以下4箇所に記念植樹を致しました。
 - ▶大塚町・丹形分水公園 ▶人吉市・石野公園
 - ▶赤松町・舞鶴公園 ▶水原町・西ノ久保公園
- 熊日新聞の「エコモーションキャンペーン」に協賛し、県下の中学校に環境図書を寄贈致します。

熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会からのお知らせ

ぜひお取り寄せの浄化槽も、きちんと維持管理しなければ、きれいな水を供給できません。

浄化槽3つの約束

浄化槽設置後は以下の3つの約束を守って継続してご利用ください。

- 1.施設保護**
 設置後は浄化槽の構造を壊さないでください。また、浄化槽の周囲には、土留めや土留め工事などにより、浄化槽が傾斜しないよう注意してください。また、浄化槽の周囲には、土留め工事などにより、浄化槽が傾斜しないよう注意してください。
- 2.保守点検**
 浄化槽は定期的な保守点検を受ける必要があります。浄化槽の保守点検は、浄化槽の構造や配管を確認し、必要に応じて清掃を行います。
- 3.清掃**
 浄化槽には、ゴミや油類などを入れないでください。また、浄化槽の周囲には、土留め工事などにより、浄化槽が傾斜しないよう注意してください。

昭和49年6月25日、浄化槽に関わる製造・施工・維持管理の3つの業種、8社が一堂集結した設立総会をもって、社団法人 熊本県浄化槽協会が誕生しました。

以来30年、浄化槽を適切に維持管理し、きれいな水を供給するために活動する自治体や事業者は増加を遂げました。

30周年記念事業には熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会の協賛をいただき厚く御礼申し上げます。

協賛の機会、皆様も大塚町に設置している合併処理浄化槽は今後の汚水浄化槽のモデルとなるものです。

私共浄化槽協会の会員一同はこの浄化槽を守り育てていきたいと考えっております。今後とも御協力の賜を心からお願いいたします。

社団法人 熊本県浄化槽協会 会長 皆吉 順

私ども熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会は、県下における合併処理浄化槽の普及を促進し、その役割が期待される浄化槽の導入を促すことと、市民生活環境の改善に貢献することを目的として、平成25年11月、県下の自治体において設立しております。

自治体町村では、水質の改善が急務となっております。併せて、八代線の流域環境の再生と保全を図っていただくこと、また、浄化槽の維持管理に際しては、浄化槽水漏れ等事故防止対策等を実施し、整備しているところがございます。

今後とも熊本県浄化槽協会の皆様のご協力とご支援をいただきながら、合併処理浄化槽の普及を積極的に推進して、生活排水による公共排水への汚染負荷低減に努めます。

熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会 会長 川島 幸典

きれいな水を 未来に残そう

社団法人 熊本県浄化槽協会

【本 部】〒965-8905 熊本県熊本市東区1丁目1番1号
 TEL 096-370-3333(PP) FAX 096-370-3388
<http://www.ojk.or.jp>

熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会

【事務局】〒965-8901 八代市北広域圏1-2-25
 TEL 0963-23-6114 FAX 0963-23-2844
 E-mail: kumamoto@zenjohkyou.net

【熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会】は、熊本県下11市町村の合併処理浄化槽普及促進協議会を母体として、平成25年11月に設立されました。

4

来賓出席者一覧

(敬称略)

顧 問

衆議院議員	野田 毅	(みどり夫人代理出席)
"	林田 彪	(事務所長 林田克広氏代理出席)
"	西川 京子	
"	金子 恭之	(秘書 中村浩美氏代理出席)
参議院議員	三浦 一水	(秘書 八重憲尚氏代理出席)
"	木村 仁	(秘書 高本一臣代理出席)
県議会議員	八浪 知行	(秘書 本田昌平氏代理出席)
"	倉重 剛	
副議長	早川 英明	
市議会議員	古川 泰三	
市議会議員	満永 寿博	

熊 本 県

	知事	潮谷 義子 (副知事 金澤和夫 代理出席)
環境生活部	部長	上村 秋生
" 環境保全課	課長	西村 健一
" 水保全対策室	室長	坂田 秀雄
土木部 建築課	課長	中尾 憲征
" 監理課	課長	出水 信治

県 外

社) 全国浄化槽団体連合会	会長	菅野 勝之
"	専務理事	油谷 清次
財) 日本環境整備教育センター	常任理事	奥村 知一
"	教務部長	塩澤 宏和
財) 福岡県浄化槽協会	会長	三浦 正史
"	専務理事	古賀 政利
財) 佐賀県環境科学検査協会	検査部長	宮崎 幸男
財) 長崎県浄化槽協会	専務理事	藤 健一
財) 大分県環境管理協会	理事長	山崎 正巳
"	事務局長	竹内 和夫
社) 宮崎県浄化槽協会	会長	上山健治郎
"	専務理事	迫田 紘正
社) 鹿児島県環境保全協会	専務理事	富宿 敏雄
財) 鹿児島県環境検査センター	専務理事	濱田 耕作
"	検査部長	原 賢治
財) 有明環境整備公社	理事長	久留須昭夫

保 健 所

有明保健所	主幹	那須 義則
"	参事	土井 望
山鹿保健所	保健衛生課長	高橋 英次
"	保健福祉環境部参事	岩井 政博
菊地保健所	衛生環境課長	木戸 周一
御船保健所	所長	上野 達郎
"	参事	村戸 陽一
宇城保健所	衛生環境課長	岡本 義男
八代保健所	所長	児玉 修
"	衛生環境課長	伊藤 富夫
"	参事	富永 篤徳
水俣保健所	衛生環境課長	川上 正宏
人吉保健所	衛生環境課長	林田 浩一
天草保健所	衛生環境課長	立山 憲一
"	環境係長	松下 裕

熊本市

	市長	幸山 政史 (収入役 川上憲司 代理出席)
環境保全局 浄化対策課	局長	小牧 幸治
"	課長	吉村 一道
"	課長補佐	吉村 博志

市町村役場

八代市	市長	中島 隆利
五木村役場	村長	西村 久徳
球磨村役場	助役	川口 貞則
玉名市役所	環境保健課主任	上村 健也
菊地市役所	環境課長	荒木 生夫
三加和町役場	住民生活課長	橋本 猛
南関町役場	建設課長	黒田 則行
鹿北町役場	環境保全係長	田中 成二
鹿本町役場	福祉課参事	本田 裕
鹿央町役場	町民課長	牛嶋 達夫
植木町役場	生活環境課 主事	高江信一郎
大津町役場	環境保健課参事	村山 龍一
阿蘇町役場	保健衛生課長	江藤 龍二
小国町役場	建設環境課長	北里 勝義
高森町役場	保健福祉課長	佐伯 秀和
久木野村役場	健康福祉課長	市原 一生
長陽村役場	民生課長補佐	中山 良一
御船町役場	保健衛生課長	江口 壯
城南町役場	下水道課主幹	山下 実
宇土市役所	環境課主幹	田尻 清孝
富合町役場	水道課長	小原 清人
松橋町役場	生活環境課	西田 耕二
小川町役場	下水道課長	廣瀬 祐一
千丁町役場	町民課係長	村嶋 晃
竜北町役場	保健衛生課長	池田 高德
八代市役所	環境課長	宮川 正則
田浦町役場	建設課長補佐	山元 信作
芦北町役場	上下水道係長	楠原 清照
山江村役場	保健衛生課長	岩山 正義
新和町役場	建設課長	垣元 重敏
天草町役場	環境水道課長	中尾 義雄
上天草市役所	環境衛生課長	瀬脇 庫一
本渡市役所	環境課長	鬼塚 悟

関連団体

財) 日本環境衛生センター	熊本支所所長	田北 成樹
社) 熊本県食品衛生協会	専務理事	中村 巧
熊本県管工事業組合連合会	会長	宮本 武利
熊本県環境整備事業協同組合	理事長	島田 好久
"	事務局長	河津 敬文
協同組合熊本県環境技術協議会	理事長	川峰 一
熊本県環境保全協会	会長	正源司 渡
熊本県浄化槽管理事業協同組合	理事長	武田 昭夫
熊本市浄化槽団体連絡協議会	代表幹事	内野 静子

参加会員事業所 150社

表彰・感謝状贈呈一覧

(敬称略)

[特別功勞事業所表彰] 創立時よりの会員事業所

株式会社 環境総合
 九州浄化槽 株式会社
 共栄設備工業 株式会社
 株式会社 向洋設備工業
 三祐工業 株式会社
 株式会社 ユニセツ

[功勞者表彰] 会長経験者

皆吉壮男
 平江正之
 紫垣祐三
 森田正二

[功勞事業所] 副会長経験事業所

有限会社 旭総合メンテナンス
 九州ニッコー 株式会社
 株式会社 西山商会
 有限会社 光永商会
 協業組合 八代清掃公社
 有限会社 苓北浄化槽管理センター

[感謝状] 関連団体

熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会
 熊本県環境整備事業協同組合
 協同組合熊本県環境技術協議会
 熊本市浄化槽団体連絡協議会
 熊本県環境保全協会
 熊本県浄化槽管理事業協同組合

30周年記念事業



30周年記念植樹 (天草支部)

浄化槽協会創立30周年記念事業として、熊日新聞のエコモーションキャンペーンに協賛し県下の中学校に環境図書を贈呈する他、12月8日付けの熊日新聞に合併処理浄化槽普及促進協議会と協同で、全5段の意見広告を掲載しました。

また、県下4箇所に記念植樹を予定及び実施しております。

- | | | |
|-------|--------|--------|
| 1：矢部町 | 円形分水公園 | 山茶花 |
| 2：本渡市 | 西の久保公園 | 桜 |
| 3：津奈木 | 深溝ダム公園 | |
| | ゴミ処理場 | 桜 |
| 4：人吉市 | 石野公園 | (許可待ち) |



30周年記念植樹 (水俣支部)

「くまもと・みんなの川と海づくり県民大会」 において検査員が意見発表



川と海の水環境保全をについて考える「くまもと・みんなの川と海づくり県民大会」が11月21日、県庁地下会議室で行われた。

県の環境保全課・水環境対策室主催で3回目。環境保護団体メンバーら約220人が参加した。

水環境保全活動の事例発表において、当協会の総務部長野口が浄化槽の機能や役割について、県立大大学院2年の前田絵梨子さんが、界面活性剤が環境に与える影響についてそれぞれ報告したあと、県立大環境共生学部の篠原亮太教授が「水問題の常識・非常識」と題し基調講演がなされた。

当日、野口部長の報告の主な内容は以下の通りです。

1：熊本県生活排水処理施設整備構想における合併浄化槽の役割

公共下水道	= 64%
特定環境保全公共下水道	= 9%
農業集落排水	= 9%
漁業・林業集落排水	= 2%
合併処理浄化槽	= 13%
市町村整備浄化槽	= 3%

現在、熊本県下645,000世帯があり、単純に計算しても約100,000基の浄化槽が県下で稼働する見込みであり、浄化槽は下水道が整備されるまでの補完的施設ではない。

2：浄化槽と下水道の比較

下水道に比べ1/6～1/8ぐらいの設置費用。
個々には1週間程で工事が終わり、整備が早い。
人口過疎地域にも整合し、人口の減少にも対応できる。

地震などの災害に強い。

3：単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の環境負荷比較

合併1に対し単独8の汚濁負荷があり、汲み取り式より単独浄化槽が環境を汚している。

4：最新の浄化槽

担体流動の採用により微生物面積が増し、浄化槽が小型化され従来の2/3に。
窒素除去まで出来る浄化槽が主流となり、リン除去浄化槽も発売されている。
下水道と比較して十分な汚水処理性能がある。

5：浄化槽の構造

好気バクテリアと嫌気バクテリアの働きプロアの働き。
消毒剤の補充。
放流水の水質について、県下の統計でもBOD = 20以下で放流されている。
保守点検・清掃の重要性について。

6：法定検について

法定検査は車にたとえば車検と同じ、ブレーキが利かない車や、排ガス、騒音を撒き散らす車に公道を走って欲しくないように、基準以下の汚れた水を公共水域に流して欲しくない。

検査率をあげて環境をまもるため協力をお願いしたい。

以上の論旨で与えられた時間を多少オーバーしたが、充分メッセージが伝えられた。

尚、翌23日の熊日新聞にこの大会の様子が記事として掲載されました。

熊本工業高校インターンシップ就業体験

今年で3回目になる高校生の就業体験、インターンシップは12月6日(月)～10日(金)までの日程で、(森田晃世君・境慶紀君)2名の熊本工業高校・工業化学課、男子生徒を迎え入れた。

5日間の日程は以下の通りです

	午前	午後
6日(月)	浄化槽基礎講義	地図調べ (検査員手伝い)
7日(火)	7条検査同行	7条検査同行 書類発送業務
8日(水)	7条検査同行	7条検査同行 書類発送業務
9日(木)	BOD分析助手	BOD分析助手
10日(金)	計量分析助手	計量分析助手

6日午前中の浄化槽基礎講義においては社団法人熊本県浄化槽協会がどのような団体なのかを説明した後、汚水処理の歴史、浄化槽の役割、構造、水質、保守点検、法定検査等について、講義を行いこれからの1週間に備えた。

初日午後からは事務体験として、地図帳から検査場所を調べる作業に従事してもらった。

2日目・3日目は検査員に同行し7条検査を現場体験してもらい、帰社後は郵便物発送業務。4日目は試験検査課においてBOD分析の助手。5日目は計量分析の助手として大腸菌・窒素・リン等の分析業務の助手を体験してもらった。

5日間に渡り生徒達は真面目な態度で職員に接し、きちんとした言葉で始業・終業時の挨拶をしてくれた。

生徒の感想文

工業化学課2年 森田 晃世

今回のインターンシップでは、浄化槽の仕組みや、水質検査の仕方を学びました。

1日目は主に事業所の野口さんに浄化槽協会の意味と、浄化槽の仕組みについて教わりました。

2日目と3日目は実際に浄化槽が設置されている現場で実習をしました。内容は浄化槽の7条検査でした。7条検査とは設置されてから、半年が過ぎたところに、浄化槽の点検をするということです。

そして4日目と5日目は、事業所2Fで水の検査をしました。検査はほとんど機械でされていて、精密なものがあり、それを扱う技術者によって行われていました。

僕が一番興味があったのは、水の検査をする機械でした。特に水を希釈する機械が精密ですごいなぁと思いました。

このインターンシップでは、様々な体験ができてよかったと思います。まず事業所の方に挨拶した時は、とても緊張したけど、事業所の方々が暖かく迎えていただいたので嬉しかったです。1日目に説明された浄化槽のことについては、とても興味がありました。現在の水汚染がなぜ起きているのかがよく分かりました。

浄化槽の実習現場では事業所の方がお客様と接客する態度が良く、誰にでも分かりやすい説明をされていました。その点では社会人になるというのは、言葉のマナーが大切なのだと思います。また、会社内の上司に対する態度も勉強になりました。このインターンシップで得るものが多かったのもので、これからの進路や勉強に生かしていきたいと思っています。



検査員研究集会において研究発表

本年度10月山形において開催された第18回全国浄化槽技術研究集会において、熊本県浄化槽協会の研究課題「個人情報と情報公開について」を分科会で発表しました。

今回の発表は倉岡検査監を中心とした8名のプロジェクトチームを中心に研究をまとめ、二宮検査員が演壇に立ちました。

本協会においても10万件を越える浄化槽設置に関する情報がコンピューターに入力され、その取り扱いに細心の配慮をしていたところですが今回、研究発表という形でその取り扱いをまとめたところです。

全国の検査機関においても、個人情報保護の観点から情報管理に一石を投じた熊本の発表に対して注目を集めました。

以下に研究発表の論旨を記載します。

個人情報保護と情報公開について

熊本県知事指定検査機関
社団法人 熊本県浄化槽協会

1. はじめに

各指定検査機関においては、浄化槽法第7条および11条の検査を実施するにあたり、膨大な浄化槽設置情報と法7条・11条より得られた水質検査結果等の情報が蓄積されております。この情報は、必要に応じて各都道府県の担当部局へ検査結果書の写しを報告する事となっておりますが、その情報は法定検査によって得られた個人情報そのものです。この膨大な個人情報が外部に漏洩したりすることが無いよう管理および保護を目的とした取り組み、また公益法人という立場から県民に検査機関へのより深い理解を得るための情報公開にむけた検討を行ってみました。

2. 個人情報保護の目的

(1) 個人情報保護の目的

社団法人 熊本県浄化槽協会が保有する、個人情報の適正な取扱いに関し、基本となる事項を定め、個人の権利を保護及び情報管理することを目的としたものです。

(2) 個人情報とは

一般に個人情報とは個人が特定できる情報（名前・住所・年齢などの特定の個人が識別できるもの）とされています。当協会においても住所・氏名・実使用人員などがこれにあたります。これらの個人情報は、浄化槽設置届 また、法第7条・11条検査依頼書・機能保証申請書・四者契約書などという形で提出され、浄化槽情報として登録が行われています。

(3) なぜ個人情報を保護するのか

個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いに関する規則などを定めた個人情報の保護に関する法律が、平成15（2003）年5月30日に公布され、この法律は、全6章59条及び附則によって構成されており、公的部門・民間部門に共通した個人情報の保護に関する基本理念などを定めた基本法の部分（第1章から第3章まで）及び民間部門の個人情報取扱事業者が負うべき義務などを定めた一般法の部分（第4章から第6章まで）から成り立っています。平成17年4月からは個人情報を5000件以上有する企業や団体が法の対象となり、罰則も定められています。

個人情報漏洩事件は、毎日のように新聞紙面に掲載されていますが、公益法人として熊本県内の浄化槽の情報を一括管理している当協会においてこのような事件になれば県民の信用を失墜することになります。

個人情報の漏洩が当協会及び協会職員に責任があると明確に判明した場合、全県民から賠償請求を求められる可能性もあり、その損失は計り知れません。

(4) 個人情報保護の現状

あるホームページで、資料の請求のために登録された3万件以上の氏名・住所・年齢・メールアドレスなどの個人情報が漏洩したという事件がありました。また社員自身が個人情報を持ち出し、他の業者へ売買していたという事件もありました。このような事例が数多く発生しており、ある調査では、情報セキュリティにおける不正行為のほとんどは内部（社員・業務委託企業・元社員・協力企業社員・派遣社員など）の人間による個人情報漏洩等の事件です。

事例 *社員・元社員が百貨店・信販会社などの顧客情報名簿を情報会社に売却
*システム開発企業社員による顧客情報名簿の無断持ち出し
*協力企業社員が貸与情報を持ち出し情報会社に売却など

(5) 熊本県浄化槽協会の現状

平成16年度より情報管理システムを一新し、設置届から法第7条・11条検査に至る情報の蓄積はすべて本部にあるホストコンピューターで一括管理を行っています。各検査員や検査事務員に配置されたパーソナルコンピューターよりホストコンピューターに接続し検査予定や入金業務等を行っています。また各自のコンピューターは、パス

ワードによってのみ起動が可能となっており役職および部署によって取り出せるデータに制限を加えています。

(6) 個人情報保護に向けた取り組み

今回、個人情報保護というテーマについて検討するなかで、印刷物の処分および施設・PC管理について検討した結果、検査業務を行っていく上で、印刷ミスや何らかの都合で必要が無くなった、個人データの印刷してある紙面等（個人情報の盛り込まれた一覧表・葉書等）は指定されたBOXの中に入れ、必ず破砕機を通した上で処分または、各部署の個人情報保護管理者のもと一括管理・一括焼却としました。

PCについては、検査にかかわるデータはホストコンピュータにアクセスしなければ入手できませんが、ノート型パソコンであっても社内からの持ち出しを禁止しています。またFloppy Disc等の外部保存用の機器は備えていません。

現在の当協会の事務所は、熊本市が管理する研究室の一角を借りて運営されており、部外者の出入りがあります。そのため検査員が不在の部屋に部外者が入ったとしても誰も気づかない可能性があり、今後、検査員室入り口の施錠をして、事務所入り口の受付で部外者訪問理由の確認をする様に検討しています。

最後に、今回の検討のなかで個々のテーマのルールづくりとともに、最も必要なこととして、個人情報を保護しなければいけないという職員の意識づけが不可欠であり、個人情報に関する職員研修を実施を予定しています。

3. 情報公開

当浄化槽協会における情報公開とは、主に、浄化槽法第7条・11条法定検査のために得られた情報および、法定検査実施によって得られた情報の集約の公表がこれに当たります。

情報公開の目的

熊本県浄化槽協会における運営の公開性を向上させ、その説明責任を全うするために、従来の公開に加え、当浄化槽協会の保有するすべての情報を対象として、これを浄化槽協会の情報公開の中核として位置付けることが必要です。このような方針により、情報公開の目的として、協会運営の公開性の向上を図り、もって協会の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による浄化槽協会の監視・参加の充実をはかることを目的としたものです。

情報公開の考え方

熊本県浄化槽協会が有する情報は、基本的に個人情報の集合体であることが前提にあります。（設置者氏名、設置浄化槽のメーカー、処理水の状態等）。この保有する情報をそのまま公開するということは、個人情報の漏洩となり断じてその要求に応えることはできません。しかしながらすべてを非公開にする必要性はなく、公開していくべき段階を議論していくことで県民の皆様や地域の方々には説明責任を果たすよう審議を重ねてみました。ここで、公益法人である以上、我々が公開する情報が営利目的で使用されたりすることがあれば当協会に対する信用を失ったり、ついには県知事の指定水質機関の解除の恐れがあるということを忘れてはなりません。

熊本県浄化槽協会としての情報公開（案）

今回、熊本県浄化槽協会の有するデータを項目ごとに表にして、個人情報をふくんだ情報を公開できるのか否かを協会職員にアンケートを実施してみました。しかし個人情報をふくんだ情報を公開することはできないという意見が多く、たとえば、個人情報を保護したうえで市町村単位もしくは保健所単位でのデータの公開は、県民の皆様により浄化槽を理解していただく上で有効であるという方針で情報公開案「高度処理型浄化槽のBOD分布図」を作成してみました。

（BOD分布図は協会ニュース16号をご参照ください。）

4. まとめ

個人情報の保護については、設備・セキュリティに重点を置くなかで一般的な社会現象として、個人持ち出し等による個人情報の漏洩も多く、当協会においては、第一段階として、個人情報に関する職員教育及び廃棄物等の的確なルールを作り上げ、監視していく事に取り組んでみました。

また、情報公開については、個人[浄化槽設置者]単位での理解と協力が必要であるものの、現実的にはとても難しく検討の結果、個人情報を保護した情報の公開は、別紙（参照）のとおりでありました。

最後に個人情報の保護と情報の公開とは、相反する部分もあり多くの課題をかかえているが、現実的には外部よりの情報公開のニーズはとも多くなされており、すべてのニーズに対応することは難しいが、当協会に、集約されている多くの情報の中より、地域の環境保全につながる情報については、県の担当部局だけではなく、担当市町村及び関係団体・協会会員との情報の共有に努め、また、県民への情報公開については、個人情報を保護して、営利目的に活用されないよう慎重に対処していきたい。

行政だより

環境基本計画等の見直しに係る ワークショップの開催

「環境立県くまもと」づくりのシナリオとして平成13年3月に策定された環境基本計画が平成17年度で計画期間を満了し、また同年6月地球温暖化防止行動計画も同年見直しの時期をむかえるため、県では地域住民参加によるワークショップを3回開催され、様々な分野の方々の意見を踏まえ、地域の課題を整理し取り組みの方向性、具体的な取り組みについて検討される予定です。

第1回目は平成16年12月に各保健所単位で実施され、協会からも12月14日開催の宇城保健所管内のワークショップに参加致しました。

宇城地区においては6～7人のグループで4つのテーブルを囲み、地域における様々な環境問題、また残しておきたい自然や建造物について意見を出し合い4人の代表による発表を行った。

今後2回目は第1回により抽出された課題から、それを解決するためにどのような取り組み施策が考えられるか検討し、3回目は第2回で得られた取り組みを具体的に実践するための方法の検討が計画されています。

協会においても当然各地域で水環境問題が提起されることから、積極的に他の地域における会議にも参加してゆきたいと考えております。会員各位におかれましても2回目からの参加が可能ですので、ワークショップ参加をご検討ください。

今後の日程については県のホームページ「ただいま募集中」または環境政策課、環境立県推進室へお問い合わせください。

有明海・八代海再生に向けた 排水規制の見直しについて

1 主旨

有明海及び八代海は貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であり、今後も守り次世代に継承すべきものである。しかし、近年では水質に悪化や赤潮の増加が見られ大きな漁業被害が生じている。

これらの状況から熊本県は有明海・八代海再生特別措置法に基づき平成15年3月「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を策定されました。

計画では、有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的として、国・県・市町村・漁業者・地域住民を始めとする関係者の協力のもと、海域の環境保全施策としては、生活排水対策や工場・事業場の排水対策を行うこととしており、今回、工場・事業場からの排水による環境への負荷を更に削減するため、排水規制の全面的な見直しが行われます。

2 見直しの内容

上乘せ排水規制の適用区域の整理

現行の上乗せ条例の排水基準区域は、主として河川流域ごとに6水域に分けて県内51市町村となっている。これを、有明海・八代海再生特別措置法の指定区域の82市町村に拡大し、有明海及び八代海水域の1水域とします。

上乘せ基準の強化

現行の上乗せ基準は、上乘せ排水基準適用区域の6水域において、各水域別に各業種毎に配水基準が定められています。今回、水域を1水域にするにあたり、県下ほぼ全域で排水基準を一本化するとともに排水基準も見直し、より厳しい排水基準とします。

横出し排水規制における規制適用施設の追加処理対象が501人以上のし尿浄化槽は、水質汚濁防止法で特定施設に指定され、排水基

準が設定されています。今回、生活排水対策として新たに処理対象人員が201人以上500人以下のし尿処理浄化槽に対しても排水基準を設け、これを守ることを施設管理者にもとめることとする。なお、適用範囲は有明海及び八代海水域とする。

横出し排水基準項目に窒素、リンの追加給食施設、米粉製造業等6業種（施設）で一日平均排水量20m³以上の事業所には、横出し条例によりBOD、COD、SS等の排水基準が、水質汚濁防止法と同基準で設定される。

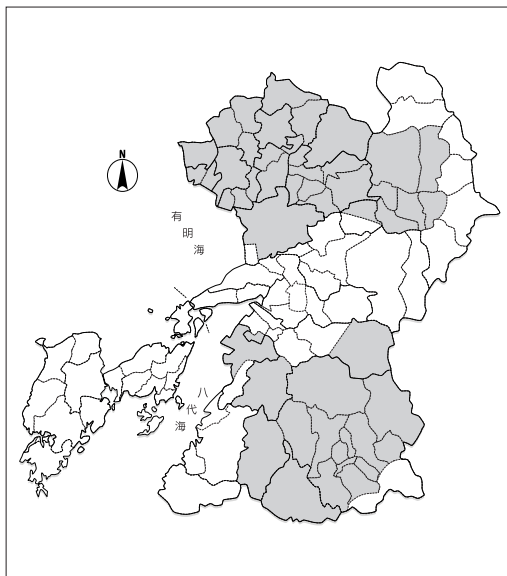
一方、一日平均排水量50m³以上の事業場については、水質汚濁防止法で窒素、リンの排水規制が実施されているため、今回、上記の6業種について横出し条例を改正し、水質汚濁防止法と同基準の窒素リンの排水基準を設けている。

横出し排水規制による窒素、リンの排水基準の適用区域は、熊本県全86市町村のうち85市町村とする。

3 施行

平成20年4月1日施行予定

図 現行の上乗せ排水適用区域



【環境&福祉ビジネスフェア開催】

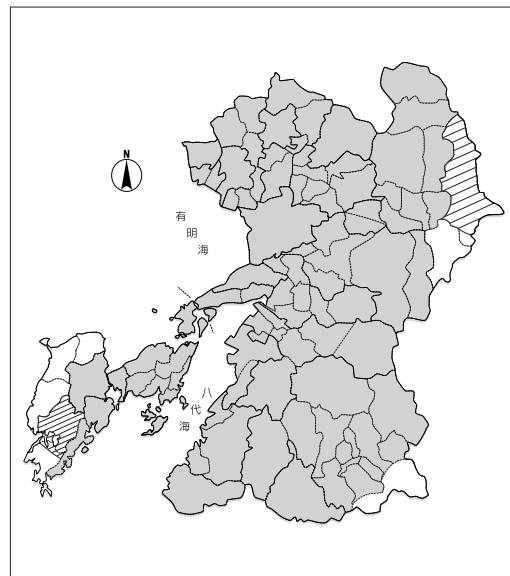


毎年、グランメッセで開催される、熊本県新産業振興課主催の「環境&福祉ビジネスフェア」は、2月4日（金）5日（土）6（日）に益城町のグランメッセで開催されます。

例年、当協会におきましてもの展示ブースを開設し、合併浄化槽の普及啓発及び法定検査の受検呼びかけに努めております。

会員各位の多数のご来場をお待ちしております。

新たな上乗せ排水適用区域



詳しい内容に関しては県のホームページ (<http://www.pref.kumamoto.jp/>) をご覧ください。

別表1 有明海・八代海水域における一日平均排水量が50m³以上から1,000m³未満の特定事業場に係る上乗せ排水基準

新旧排水基準		新排水基準案				現行排水基準				
		項目及び許容限度		項目及び許容限度		項目及び許容限度		項目及び許容限度		
		BOD又はCOD		SS		BOD又はCOD		SS		
		(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		
区分	項目	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
		下水道処理区域に所在するもの	全業種	20 20	25 25	30 30	40 40	20 20	30 30	40~50 40~50
その他の区域に所在するもの	し尿処理施設		20 20		70 70	-	-	-	-	
	豚房施設・牛房施設又は馬房施設をもつもの	50 25	70 30	70 60	90 80	80 60	100 80	90 70	120 90	
	食料品製造業	畜産食料品製造業	30 20	40 25	50 40	60 50	30~80 30~60	40~100 40~80	30~70 40~70	40~90 50~90
			乳製品製造業	20 20	30 25	50 40	60 50	30~80 20~60	40~100 30~80	30~70 40~70
		水産食料品製造業	30 20	40 25	50 40	60 50	50~120 30~60	80~160 40~80	40~50 40~70	50~70 50~90
			野菜・果実缶詰製造業	30 20	40 25	50 40	60 50	60~100 30~60	80~120 40~80	50~80 40~70
		みそ及びしょう油製造業	30 20	40 25	50 40	60 50	30~120 30~60	80~160 40~80	30~80 40~70	40~100 50~90
			動植物油脂製造業	30 20	40 25	50 40	60 50	30~100 30~60	40~120 40~80	30~70 30~70
		めん類製造業	30 20	40 25	50 30	60 40	50~80 30~60	60~100 40~80	30~70 30~70	40~90 40~90
			飲料製造業	30 20	40 25	50 40	60 50	30~80 20~60	40~100 30~80	30~60 40~70
		その他のもの(弁当製造業を除く)		20 20	30 25	50 40	60 50	30~80 20~60	40~100 30~80	30~60 40~70
			繊維工業	30 20	40 25	30 30	40 40	20~100 20	25~120 25~30	25~70 25~50
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		70 20	90 25	50 40	60 50	100 80	120 100	50~60 40
			紙又はパルプ製造業の内パルプ製造施設を持たないもの	45 20	60 25	60 50	80 70	45~120 45	55~160 60	60 50
	化学工業	20 20		25 25	30 30	40 40	40~45 20~40	50~55 25~50	30~45 30~40	40~55 40~50
		窯業又は土石製品製造業	20 20	25 25	80 80	100 100	- 20	- 25	100 60~80	150 80~100
	窯業原料の精製業および採石業に係る採取場又は砂利採取場				100 80	150 100	- -	- -	100~150 100	150~200 150
		鉄鋼及び金属製品及び機械工業	20 20	25 25	30 30	40 40	20 20	30 25~30	40 30~50	50 40~60
	共同調理場、弁当・仕出業又は飲食店に係る特定施設を有するもの		50 25	60 30	50 40	70 60	- -	- -	- -	- -
		旅館業	50 25	60 30	50 40	70 60	80 50	100 60	70 50	90 70
	と畜場		30 20	40 25	40 30	60 40	30~60 30~60	50~80 40~80	40~70 40~70	60~90 60~90
		し尿処理施設		30 20		70 70		30 20~30		70 70
	下水道終末処理施設			20 20		70 70		20 20		70 70
		その他のもの	20 20	25 25	30 30	40 40	30~60 20	40~80 25	50~70 30~60	70~90 40~80

- ・数字の上段は既設の工場又は事業場に係る排水基準、下段は新設の工場又は事業場に係る排水基準
- ・新排水基準案における新設の基準とは、条例施行日以後に新設される工場又は事業場に係る基準である。
- ・現行排水基準の欄に記載されている数字は、現行の上乗せ排水基準として設定されているもので、一律排水基準の数字を含んでいません。
- ・BODについての排水基準は、河川等の公共用水域に排出される排水に限り適用し、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。

お知らせ

新規入会事業所

入会日	所属支部	会社名	代表者	業種
16.11.30	県外	(株)日立ハウステック西日本	川嶋溝志	製造

新人紹介

2名の新人を紹介します。

岩崎正臣 牛深市出身

佐藤幸恵 阿蘇町出身

岩崎君は天草支所勤務の検査員として昨年8月に入社し、12月から検査員として実働しております。

佐藤君は昨年12月に入社し、検査事務員として本部で活動しております。

今後皆様の事業所でお目にかかる機会や、電話等でお話する機会もあるかと思いき、その折は宜しくご指導ください。



自己紹介

検査部二課 岩崎 正臣

8月16日より天草支所に配属になりました岩崎正臣です。よろしくお願ひいたします。

私が牛深に帰ってから約10年になります。牛深での休日の過ごし方といえば、年中海に出て魚釣り・マリンスポーツ(ダイビング・ウエイクボード)をやっています。いまさらながら美しい海・大自然の中でマリンスポーツを楽しめるのは、しみじみうれしく思っています。体力の続く限りきれいな海に出たい。

8月から浄化槽協会でお世話になる事となり、検査員になるために入社から11月の間7条検査・11条検査のやり方、設置者との接し方、結果書の作成等研修させていただきました。12月から1人で現場を廻ってみて、人との接し方に一番気を使います。今では、人と接する時が楽しみでもあり、少し恐怖でもあります。

皆様にご迷惑を掛けたくないよう検査員として現場で頑張っていきたいと思ひます。皆様のご指導よろしくお願ひいたします。



自己紹介

検査事務 佐藤 幸恵

昨年の12月よりお世話になっております。佐藤幸恵と申します。出身は阿蘇町です。趣味は下手ながらピアノを弾くことと、体を動かすことです。6年間続けてきた剣道により、

体力には自信があります...?

以前までは、知的障害を有する成人の方や、児童の方と携わる仕事をしていました。人と話すこと・接することは大好きです。

恥ずかしながら、当協会にお世話になるまで浄化槽を拝見することも無く、全くの無知でした。生活に密着し、尚且つ環境保全へとつながる職種にこれからはますます需要の声も増してくると思ひます。まだまだ、勉強不足で戸惑いも多く、皆様にご迷惑ばかりおかけすると思ひますが、いち早く皆様の一員として活躍できるよう努力する所存です。皆様の温かいご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。

お詫びと訂正

先般会員の皆様に配布いたしました、30周年記念誌において、不正確な表記がございました。ここに訂正文を掲載し、関係者の方々にお詫びを申し上げます。

30周年記念誌 正誤表

	誤		正
155ページ	積水化学SGS型	(製造中止)	積水アクアシステムより販売
156ページ	積水化学SGC型	(製造中止)	積水アクアシステムより販売

編集後記

協会ニュース17号をお届けいたします。今号は昨年11月2日に開催された、浄化槽協会30周年記念式典の内容を中心に編集致しました。

30周年記念式典に関しましては、多くの方々にご来場いただいたことに対して厚くお礼申し上げ、不慣れた進行で多くの皆様にご不快な思いをされたことを職員一同、深くお詫び申し上げる次第です。

なにはともあれ、大きなミスもなく30周年記念事業が無事終了したことにホッとしているというのが正直なところではあります。

この30周年を契機に、より充実した協会運営を目指して職員一同、決意を新たに努力して参ります。

編集担当 総務部長 野口 憲行



知ればもっと地球に優しくなれる
出会えば暮らしはもっと豊かになれる。

地球に優しい新エネルギーや
エコ商品、そして高齢社会に配慮した
介護用品等企業のアイディアが大集合!

入場無料

**第2回 環境&福祉
ビジネスフェア**

in K u m a m o t o

2005. 2 / 4 (金) 5 (土) 6 (日)

[会場] グランメッセ熊本 10:00~17:00

〒861-2235 熊本県上益城郡益城町福富1010 TEL.096-286-8000

主催/「環境&福祉ビジネスフェアin Kumamoto」実行委員会

熊本県、熊本県環境保全協議会、(社)熊本県産業廃棄物協会、(社)熊本県浄化槽協会、熊本県社会福祉協議会、(財)熊本さわやか長寿財団、熊本県福祉介護用品協会、熊本県工業連合会、(財)グランメッセ熊本、(財)くまもとテクノ産業財団、(財)熊本県起業化支援センター

後援/九州経済産業局、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所、熊本県教育委員会、熊本県市長会、熊本県町村会、熊本経済同友会、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、(社)発明協会熊本県支部、九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ、(財)九州産業技術センター、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、(財)日本立地センター、(社)九州ニュービジネス協議会、熊本日日新聞社、NHK熊本放送局、熊本放送、テレビ熊本、くまもと県民テレビ、熊本朝日放送、エフエム中九州、熊本シティエフエム

お問い合わせ先

実行委員会事務局 **TEL.096-385-2506**

(熊本県新産業課)

熊本県ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/> (「イベント」をご覧ください)

社団法人 **熊本県浄化槽協会**

本部 / 〒862-0965 熊本市田井島3丁目9番18号
TEL (096) 370-3355 FAX (096) 370-3388

発行日：平成17年2月1日

発行人：皆 吉 剛